

5,000円分の神奈川県収入証紙を貼り付けます（4つの枠のうち貼付位置は自由）。

※収入印紙や、横浜市等の他自治体の収入証紙では受付できません。

第10号様式（第7条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

申請書は、申請免許1件につき1枚ずつ必要です

（ex：中学校と高等学校の特別免許状を1件ずつ

（計2件）申請する場合、申請書は2枚、収入証紙

も5,000円×2セット必要です）。

## 特別免許状授与申請書

令和 年 月 日

申請者 住 所

氏名（自署）は、手書きで記入してください

（コピー不可）。

氏 名

（自 署）

電話番号（昼間の連絡先）

（ ） —

電子メールアドレス

「小学校」「中学校」「高等学校」

「特別支援学校自立教科」

「特別支援学校自立活動」のいずれかを記入してください。

@

申請者が外国籍の場合、在留カードに記載された  
とおりに氏名・国籍を記入してください。

申請免許状 の 種 類	教諭特別免許状		教科又は 事 項	
ふりがな			生年月日	年 月 日
氏 名			年 齢	歳
			本 籍 地	都・道・府・県
旧 姓 又 は 通 称 名	免許状に記載する氏名に、旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、以下の欄に記入してください。			
	ふりがな		ふりがな	
	旧 姓		通 称 名	

備考1 申請免許状の種類欄は、教諭の前には小学校、中学校、高等学校等の学校種別を記入してください。

2 教科又は事項の欄は、中学校、高等学校教諭等、免許状に教科の種類がある場合に記入してください。

参 考 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当する者とは、次に挙げる者をいいます。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者（第3号）

(2) 公立学校の教員であって、懲戒免職又は分限免職の処分を受けたことにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者（第4号）

(3) 国・公・私立学校の教員又は教育職員以外の者であって、免許状取上げの処分を受け、当該処分から3年を経過しない者（第5号）

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者（第6号）